平成２３年（フ）第１１２号
宮崎県都城市上長飯町50号４番地４
債務者　杉尾　澄夫
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第２２６号
岩手県二戸市金田一字上田面222番地１、旧住所岩手県二戸市堀野字馬場23番地３
債務者　荒川　　勇
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２８４号
盛岡市三本柳23地割９番地32　ＩＭＡプラザ101号、旧住所盛岡市上田堤１丁目３番１号ラスペランツァ207号
債務者　森泉恵里香
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第７６号
石川県小松市栄町５番地１
債務者　石浦　高司
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第４３号
長野県茅野市ちの318番地９　レオパレスソフィア204号
債務者　横森　祐也
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第１１０２号
名古屋市南区上浜町91番地の３
債務者　鈴木　健悟
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３９号
高知市中万々163番地２　ハイツ橋本２階202号
債務者　山﨑　安美
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３６０号
高知市萩町１丁目６番20号　藤本アパート２Ｆ
債務者　三田　賢一
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５２号
佐賀県唐津市鎮西町横竹812番地27
債務者　風本　敏一
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第１２号
大分県佐伯市上浦大字浅海井浦515番地
債務者　石橋　　幸
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２３年（フ）第１１７号
宮崎県延岡市岡富町990番地２
債務者　木村　　功
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第７６号
富山県中新川郡上市町横法音寺１番地２　横法音寺定住促進住宅１号棟206号、前住所富山市向新庄町１丁目15番11―107号　タウンビュー龍
債務者　宮本　　武
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６１号
富山市八尾町上新町2636番地２、前住所富山市八尾町梅苑町１丁目５番地
債務者　大西亜貴乃
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２７号
福島県いわき市泉もえぎ台３丁目８番地の８レジデンスディスコ202、前住所福島県いわき市泉町滝尻字六枚内14番地の６
債務者　青木　　忍
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１２８号
福島県いわき市泉もえぎ台３丁目８番地の８レジデンスディスコ202、前住所福島県いわき市泉町滝尻字六枚内14番地の６
債務者　青木　宏美
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第６５号
福島県大沼郡会津美里町佐賀瀬川字前原673番地、前住所福島県河沼郡会津坂下町字上口660番地１　ガルＢ103
債務者　渡部　里子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係